

第2節

防衛大綱と防衛力整備

本節では、防衛大綱、それに基づく中期防衛力整備計画および平成18年度の防衛力整備について説明する。

1 防衛大綱策定の基本的考え方

「防衛計画の大綱」は、わが国の安全保障の基本方針、防衛力の意義や役割、さらには、これらに基づく、自衛隊の具体的な体制、主要装備の整備目標の水準といった今後の防衛力の基本的指針を示すものである。

「防衛計画の大綱」は、76（昭和51）年の「昭和52年度以降に係る防衛計画の大綱について」（51大綱）、95（平成7）年「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」¹（07大綱）と、以前に2度策定されており、現「大綱」は、9.11テロ後の国際安全保障環境に的確に対応するため、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」（防衛大綱）として、04（同16）年に策定されたものである。

参照 > 資料11（P333）

1 防衛大綱策定の背景

(1) 国際情勢の変化と軍事力の役割の多様化

冷戦終結後、国家間の相互依存関係が深化・拡大し国際協調・協力の進展などにより、世界的な規模の武力紛争が生起する可能性は、07大綱策定時と比較しても、一層遠のいている。

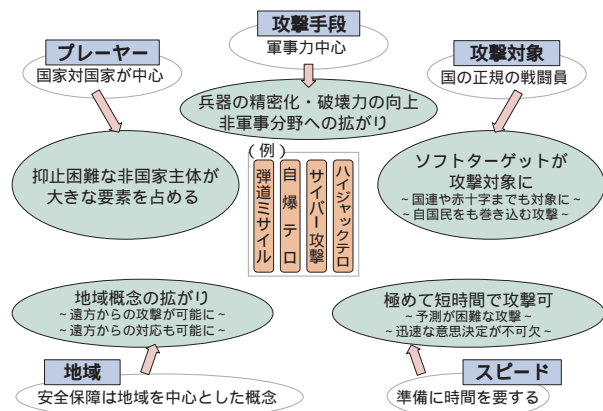
一方、領土、宗教、民族問題などに起因する複雑で多様な地域紛争が発生している。また、01年（平成13）年9月の米国同時多発テロ（9.11テロ）に見られる国際テロ、大量破壊兵器や弾道ミサイルなどの拡散・移転、海賊行為などの各種不法行為や緊急事態などの新たな脅威や多様な事態への対応が各国および国際社会の差し迫った課題となっている。

このような中で、国家間紛争の防止には、従来の抑止力の維持は引き続き重要であるが、国際テロ組織のような非国家主体などは、従来の抑止の考え方が必ずしも有効に機能し得ないものとなっている。

また、一国のみで安全保障上の問題を解決することが一層困難となっており、国際的な安全保障環境の安定を図ることは、各国にとって共通の利益となっている。そのため、各国はこれらの問題解決のため、軍事力を含む各種の手段を活用し、諸施策の連携と国際的な協調の下、幅広い努力を行っている。その中で軍事力の役割は、従来からの武力紛争の抑止・対処に加え、紛争の予防や復興支援など多様化してきている。

こうした中、米国は、国際協調を考慮しつつ、テロとの闘いや大量破壊兵器などの拡散といった問題への対応のための各種活動を行っており、これらの活動によっては、従来の同盟関係とは異なる有志連合（Coalition）と

図表2-2-1 新しい安全保障環境の特徴



1) 全文は<www.jda.go.jp/j/library/archives/keikaku/dp96j.htm>参照

いう国際的な協力の枠組みが機能する例が見られる。

(図表2-2-1参照)

このようなグローバルな変化の中で、わが国周辺地域は、民族、宗教、政治体制、経済力などが多様性を有するとともに、複数の主要国が存在し、利害が錯綜する複雑な構造を有し、統一、領土問題や海洋権益をめぐる問題も存在している。また、この地域の多くの国々では、軍事力の拡充・近代化が行われてきている。このような中で、特に、北朝鮮は大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発、配備などを行うとともに、大規模な特殊部隊など非対称な軍事力を維持強化している。さらに、中国は、政治的・経済的にもこの地域の大国として着実に成長し続けており、軍事面でも、近年、核・ミサイル戦力や海・空軍力の近代化を推進するとともに、海洋における活動範囲の拡大などを図っており、このような動向については今後も注目していく必要がある。

(図表2-2-2参照)

(2) 科学技術の飛躍的發展

情報通信技術をはじめとする科学技術の進歩は、単に戦闘力の飛躍的な向上のみならず、より根本的に軍事力の変革をもたらし、各国の防衛戦略にも大きな影響を与えるものとなっている。

(3) 自衛隊の活動の拡大とわが国の緊急事態対処態勢の整備

不審船事案、原子力事故や各種自然災害への対応など、各種不法行為や緊急事態への対応、さらには国際的な活動においても、国連平和維持活動のみならず、国際的なテロリズムの防止と根絶に向けた国際社会の取り組みへの協力、イラク国家再建に向けた取り組みへの協力など、自衛隊の活動は多様化し、拡大している。また、こうした各種事態の対応などを通じて、警察などの関係機関や地域との連携が強化されてきている。

図表2-2-2 わが国周辺の情勢



(4) わが国の特性

わが国は、ユーラシア大陸の大国と近接し、大陸東北部から太平洋への海上交通路の出口を扼する戦略上の要衝に位置している。また、細長い弧状の列島で、長大な海岸線と多くの島嶼を有しており、このような中で、狭隘な国土に多数の人口を抱えるとともに、特に都市部に産業・人口が集中し、経済の発展に不可欠である重要施設が沿岸部に多数存在するなど、地勢面において安全保障上、脆弱性を抱えている。また、地形、地質、気象などの条件から、各種の自然災害が発生しやすい。

さらに、市場主義、自由貿易体制などの経済システムに基盤を置くわが国の安定、発展のためには、国際的な安全保障環境の安定が不可欠である。とりわけ、わが国は、原油の9割近くを中東に依存するなど資源の多くを海外に依存していることから、海上交通の安全確保および海洋の安定的利用はわが国にとって極めて重要である。

2 防衛大綱策定の経緯

以上のようなわが国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、04(平成16)年12月に現在の防衛大綱が策定されるに至った経緯について紹介する。

(1) 防衛庁内での検討(「防衛力の在り方検討会議」)(01(平成13)年9月~04(同16)年12月)

国際情勢の変化や科学技術の飛躍的発展といったわが国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、01(同13)年9月、防衛庁長官の下に「防衛力の在り方検討会議」を設置し、今後の防衛力のあり方に関連する事項について、幅広い観点から検討した。

この防衛庁内における検討も踏まえて、03(同15)年12月、「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」が閣議決定された。この中で、今後の防衛力については、新たな脅威や多様な事態²⁾に対して、実効的に対応すると

ともに、国際社会の平和と安定のための活動に主体的・積極的に取り組み得るよう、防衛力全般に関して見直しを行う必要があるとの方向性を示した。

また、この閣議決定では、以後政府部内の検討を行い、04(同16)年中に07大綱に代わる新たな防衛計画の大綱を策定することとされた。

参照 > 資料27(P351)

(2) 「安全保障と防衛力に関する懇談会」における検討(04(平成16)年4月~10月)

04(同16)年4月には、今後のわが国の安全保障と防衛力のあり方に関する政府全体としての取り組みについて、幅広い観点から総合的な検討を行うため、小泉内閣総理大臣の下に、安全保障、経済などの分野の有識者から意見を聴取することを目的とした「安全保障と防衛力に関する懇談会」³⁾(座長：荒木浩 東京電力顧問)が設置された。

同懇談会は、13回開催され、同年10月、報告書を小泉総理に提出した。

当該報告書の中で、日本の安全を確保するため、2つの目標(日本の防衛、国際的な安全保障環境の改善による脅威の予防)を達成するため、3つのアプローチ(日本自身の努力、同盟国との協力、国際社会との協力)を適切に組み合わせて統合的に実行する必要があるという統合的な安全保障戦略の考え方が示された。

その上で、今後の防衛力については、統合的な安全保障戦略を実践するため、防衛力を弾力的に運用することによって多様な機能(テロ対処、弾道ミサイル対処、国際協力など)を発揮できる「多機能弾力的防衛力」を追求すべきとしている。

防衛大綱における安全保障の基本方針、新たな防衛力の考え方は、こうした懇談会の提言の趣旨を反映させたものとなっている。

2) この閣議決定において、「大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態」と定義されている。

3) 「安全保障と防衛力に関する懇談会」報告書<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ampoboue/dai13/13siryu.pdf>>

(3) 安全保障会議などにおける検討(04(平成16)年10月~12月)

閣議決定「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」や「安全保障と防衛力に関する懇談会」の報告も踏まえ、安全保障会議において、今後の防衛力のあり方について幅広い観点から総合的に審議を行い、04(同16)年12月10日に防衛大綱が安全保障会議と閣議において決定された。

3 防衛大綱の基本的な考え方

(1) 2つの目標、3つのアプローチ

わが国の安全保障の目的は、わが国の平和・独立および領域が守られ、自由と民主主義を基調とする国家体制が維持され、国民の生命、財産などが保護されることである。

また、国際社会における協調・協力を重視する動きが定着しており、わが国として、自国の立場にふさわしい役割を果たし、国際社会から信頼を得るとの観点からも、わが国の平和と独立の前提となる国際社会の平和と安定のため、わが国として主体的・積極的に取り組む必要がある。

その際、今日の安全保障上の問題が予測困難で複雑かつ多様であるため、政府として、平素からの外交努力の推進や防衛力の効果的な運用に加え、治安、経済、情報などの安全保障関連諸施策の有機的な連携による迅速かつ的確な対応を行うとともに、日米安保体制を基調とする米国との協力、関係諸国や国連をはじめとする国際機関などとの協力を図ることが重要である。

こうした認識に立って、防衛大綱においては、

わが国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに、その被害を最小化すること

国際的な安全保障環境を改善し、わが国に脅威が及ばないようにすること

の2つを安全保障の目標として掲げている。また、これら2つの目標を達成するため、

わが国自身の努力

同盟国との協力

図表2-2-3 2つの目標と3つのアプローチとの関係

わが国の安全保障の2つの目標

- 1 わが国に直接脅威が及ぶことを防止・排除すること
- 2 国際安全保障環境を改善し、わが国に脅威が及ばないようにすること

目標達成の3つのアプローチ

1 わが国自身の努力

2 同盟国との協力

3 国際社会との協力

統合的な組み合わせ

目標達成

国際社会との協力

という3つのアプローチを統合的に組み合わせることとしている。

(図表2-2-3参照)

さらに、核兵器の脅威には米国の核抑止力に依存すると同時に核兵器などの大量破壊兵器やミサイルなどの軍縮および不拡散・拡散防止のための取り組みにも積極的な役割を果たすこととしている。

(2) 新たな防衛力の考え方(「抑止効果」重視から「対処能力」を重視した防衛力への転換)

ア 基盤的防衛力構想の見直し

わが国の防衛力については、51大綱において、基盤的防衛力構想という考え方が示された。これは、わが国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となってわが国周辺地域の不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有するという考え方である。この基盤的防衛力構想は、07大綱においても、基本的に踏襲された。

この基盤的防衛力構想については、わが国の安全保障環境を取り巻く変化を踏まえ、以下の2つの理由により、見直しを行った。

(ア) 事態への実効的な対応

基盤的防衛力構想においては、適切な規模の防衛力により、日米安保体制とあいまって、侵略を未然に防止するという考え方、すなわち防衛力が存在することによる

抑止効果を重視していた。しかし、新たな脅威や多様な事態⁴は、予測困難で突発的に発生する可能性があるため、従来のように防衛力が存在することによる抑止効果が必ずしも有効に機能しない。そのため、今後の防衛力には、脅威の顕在化を未然に防止するとともに、各種事態が発生した場合に有効に対処し、被害を極小化することが強く求められる。

(イ) 国際平和協力活動への主体的・積極的な取組

基盤的防衛力構想は、不透明・不確実な要素をはらみながらも国際関係の安定化を図るための努力が継続されていくという国際情勢認識を前提としつつ、自らが力の空白となってわが国周辺地域における不安定要因とならないという考え方に基づくものである。他方、現在の国際社会においては、国家間の相互協力・相互依存関係が進展し、また、新たな脅威や多様な事態といった問題は、1国のみでの解決がますます困難になっている。

このような状況の下で、わが国の安全保障を確固たるものとするため、国際安全保障環境の改善のために国際社会が協力して行う活動（国際平和協力活動）について、防衛力をもって主体的・積極的に取り組む必要がある。

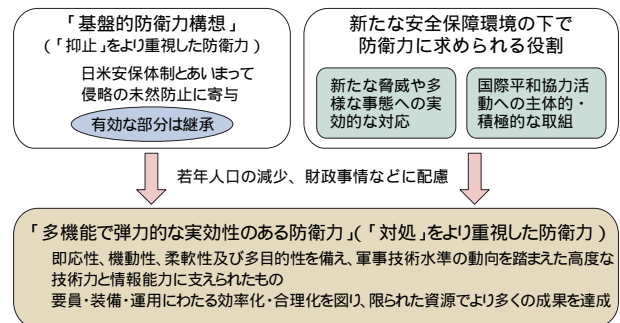
すなわち、自らが力の空白となってわが国周辺地域における不安定要因とならないというわが国の防衛を中心とした基盤的防衛力構想の考え方に基づいてこうした防衛力を構築することは困難となっている。

イ 多機能で弾力的な実効性のある防衛力

今後の防衛力については、新たな安全保障環境の下、「基盤的防衛力構想」の有効な部分は継承しつつ（軍事的脅威に直接対抗するものではないこと、侵略を未然に防止するため、戦略環境や地理的特性などを踏まえた防衛力を保持するという点は引き続き有効）、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応し得るものとするとともに、国際平和協力活動に主体的・積極的に取り組み得るものとする必要があるとしている。

また、こうした防衛力の果たすべき役割が多様化する

図表2-2-4 多機能で弾力的な実効性のある防衛力



一方、今後の防衛力を考える場合には、少子化による若年人口の減少、格段に厳しさを増す財政事情などに配慮する必要がある。

このような観点から、今後の防衛力については、即応性、機動性、柔軟性および多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度の技術力と情報能力に支えられたものとし、部隊や装備などに多様な機能を持たせて、弾力的な運用を行い、これによって、さまざまな事態に実効的に対応する「多機能で弾力的な実効性のある防衛力」とすることが必要である。

このように、防衛力について、従来の「抑止効果」重視から、国内外のさまざまな事態への「対処能力」重視へと転換することが求められている。

（図表2-2-4参照）

4) 防衛大綱において「大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態」と定義されている。

2 防衛大綱の内容

1 わが国の安全保障の基本方針

(1) 基本方針

前述したとおり、わが国に脅威が及ぶことを防止・排除することと、国際的な安全保障環境を改善してわが国に脅威が及ばないようにすることの2つが、わが国の安全保障の目標である。

わが国は、わが国自身の努力、同盟国との協力および国際社会との協力という3つのアプローチを統合的に組み合わせることにより、これらの目標を達成することとしている。

ア わが国自身の努力

安全保障政策において、根幹となるのは自らが行う努力である。この認識の下、防衛大綱では、わが国自身の努力として、国として総力をあげた取り組みにより、わが国に直接脅威が及ぶことを防止すべく最大限努めることとしている。また、わが国に脅威が及んだ場合には、政府として迅速的確に意思決定を行い、関係機関が適切に連携し、政府が一体となって統合的に対応する。このことは、国と国民の安全を確保するためには、自衛隊、警察、海上保安庁など関係機関の能力を結集して、国として全力を傾注することが重要であるとの認識に基づくものである。さらに、各種の緊急事態における国民の保護のための体制を整えるとともに、国と地方公共団体が相互に緊密に連携し、万全の態勢を整えている。

同時に、わが国自身の努力として国際的な安全保障環境の改善によって脅威を防止するため、外交活動を主体的に実施する。

また、安全保障の最終的な担保であるわが国の防衛力については、多機能で弾力的な実効性のあるものとし、その実現にあたっては、効率化・合理化を図る必要があるとしている。

イ 日米安全保障体制（同盟国との協力）

日米安保体制は、わが国の安全確保にとって必要不可欠なものであり、また、米国の軍事的プレゼンスは、アジア太平洋地域の平和と安定を維持するために不可欠である。さらには、テロとの闘いなど日米間でグローバルな課題における協力が進んでいることを踏まえ、日米両国の緊密な協力関係は新たな脅威や多様な事態の予防や対応のための国際的取組を効果的に進める上でも重要な役割を果たしている。

日米安保体制については、日米安全保障条約という約束があれば、それだけで機能するわけではなく、これを実効的なものとするため、平素から不断の努力が欠かせない。このような観点から、防衛大綱においては次の取り組みを明示している。

(ア) 日米間の戦略的な対話の実施（戦略目標、役割分担、軍事態勢など）

防衛大綱において明確にしたわが国の安全保障および防衛力のあり方にに基づき、新たな安全保障環境とその下における戦略目標に関する日米の認識の共通性を高めつつ、日米の役割分担や軍事態勢などの安全保障全般に関する米国との戦略的な対話に主体的に取り組む¹。また、この際、米軍の抑止力を維持しつつ、在日米軍施設・区域に係る過重な負担軽減に留意する。

(イ) 日米安保体制強化のための各種努力

情報交換、各種運用協力、弾道ミサイル防衛（BMD）Ballistic Missile Defenseに関する協力などの施策を積極的に推進することを通じ、日米安保体制を強化していく。

ウ 国際社会との協力

防衛大綱では、国際社会との協力として、国際的な安全保障環境を改善し、わが国の安全と繁栄に資するため、政府開発援助（ODA）Official Development Assistanceの戦略的な活用を含め外交活動を

1) 大綱で示された考え方に基づきわが国が行った米国との間での協議の内容については4章2節（P175）参照

積極的に推進するとしている。また、地域紛争、大量破壊兵器などの拡散や国際テロなど国際社会の平和と安定が脅かされるような状況は、わが国の平和と安全の確保に密接にかかわる問題であるとの認識の下、国際平和協力活動を外交と一体のものとして主体的・積極的に行うとしている。

特に、中東から東アジアにいたる地域の安定はわが国にとって極めて重要であり、関係各国と共通の安全保障上の課題に対する協力を推進し、この地域の安定に努め、国連改革にわが国としても積極的に取り組み、ASEAN（アセアン）地域フォーラム（ARF）などのアジア太平洋地域における安全保障に関する多国間の枠組の努力を推進することとしている。

2 防衛力のあり方

(1) 防衛力の役割

防衛大綱においては、新たな安全保障環境を踏まえて、

新たな脅威や多様な事態への実効的な対応

本格的な侵略事態への備え

国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取り組み

を防衛力の役割としており、それぞれの分野において実効的にその役割を果たし得るものとし、このために必要な自衛隊の体制を効率的な形で保持するものとしている。



市街地戦闘訓練を行う陸自第46普通科連隊（広島県）隊員

なお、07大綱においては、各自衛隊の体制の維持を明記しているが、新たな安全保障環境においては、さまざまな事態の特性などに応じて実効的に対応できる防衛力を構築することが求められており、新たな自衛隊の体制は、各自衛隊ごとに別個に導かれるというよりは、統合運用を基本とした事態対応から導き出されるものであるとの考え方にに基づき、防衛大綱では、「防衛力の役割」の項目において、事態ごとにその果たすべき役割・対応や自衛隊の体制の考え方などを包括的に明示している。

ア 新たな脅威や多様な事態への実効的な対応

防衛大綱において示された新たな脅威や多様な事態への考え方は、次のとおりである。

新たな脅威や多様な事態は、予測困難で突発的に発生する可能性があるため、事態の特性に応じた即応性や高い機動性を備えた部隊などをその特性やわが国の地理的・特性に応じて編成・配置することにより、これらに実効的に対応する。また、事態が発生した場合には、迅速かつ適切に行動し、警察、海上保安庁などの関係機関の間では状況と役割分担に応じて円滑かつ緊密に協力し、事態に対する切れ目のない対応に努める。

新たな脅威や多様な事態のうち、主なものへの対応は次のとおりである²。

(ア) 弾道ミサイル攻撃への対応

弾道ミサイル攻撃に対しては、03（平成15）年12月に導入を決定したBMDシステムの整備に着手しており、当該システムの整備を含む所要の体制を確立し、実効的に対応する。

わが国に対する核兵器の脅威については、米国の核抑止力とあいまって、BMDに関する取り組みにより適切に対応する。

参照 > 3章2節1（P124）

(イ) ゲリラや特殊部隊による攻撃などへの対応

ゲリラや特殊部隊による攻撃は、その予測が困難であ

² 新たな脅威や多様な事態には、テロ攻撃や武装工作員の侵入、外国潜水艦によるわが国領海での潜没航行なども含まれる。また、サイバー攻撃や在外邦人などの輸送の実施なども、新たな脅威や多様な事態への対応の一部として考えられる。

り、事態が発生した場合は迅速に対処してその拡大防止を図ることが必要である。このため、部隊の即応性を高め、併せて機動性の向上を図り、迅速に部隊を集中して対処するなど、状況に応じて柔軟に対応するものとし、事態に実効的に対応し得る能力を備えた体制を保持する。

参照 > 3章2節2 (P133)

(ウ) 島嶼部^{とうしょぶ}に対する侵略への対応

多くの島嶼を有しているとの地理的特性から、わが国に対する武力攻撃の形態の1つとして島嶼部に対する侵略が想定される。

こうした侵略に対しては、部隊を機動的に海上・航空輸送し、展開させ、精密誘導攻撃などによる実効的な対処能力を備えた体制を保持する。

参照 > 3章2節3 (P138)

(エ) 周辺海空域の警戒監視および領空侵犯対処や武装工作船などへの対応

新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するには、早期にその兆候を把握することが、その未然防止や事態発生時の拡大を防ぐために極めて重要である。このため、周辺海空域における常続的な警戒監視は引き続き自衛隊の重要な役割であり、そのための艦艇や航空機などによる体制を保持する。

また、領空侵犯に対して即時適切な措置を講ずるものとし、そのために必要な戦闘機部隊の体制を保持する。さらに、北朝鮮の武装工作船事案や中国原子力潜水艦によるわが国の領海内潜没航行事案を踏まえ、周辺海域における武装工作船、領海内で潜没航行する外国潜水艦などに適切に対処する。

参照 > 3章2節4 (P139)

(オ) 大規模・特殊災害などへの対応

わが国は、地震、台風、火山噴火などによる自然災害が発生しやすい環境下にあり、また、原子力災害やテロによる災害など特殊な災害に対しては、自衛隊の能力の活用が必要な場合もある。



航行する潜水艦「たかしお」

こうした状況において、国民の安全を確保することは極めて重要な役割であり、大規模災害や特殊災害など人命又は財産の保護を必要とする各種事態に対しては、国内のどの地域においても災害救援を実施し得る部隊や専門能力を備えた体制を保持する。

参照 > 3章2節5 (P144)

イ 本格的な侵略事態への備え

わが国に対する本格的な侵略事態が生起する可能性は低下する一方、新たな脅威や多様な事態への実効的な対応、国際的な安全保障環境を改善するための主体的・積極的な取り組みが新たな防衛力に求められている。

こうした安全保障環境を踏まえ、防衛大綱では、いわゆる冷戦型の対機甲戦、対潜戦、対航空侵攻を重視した整備構想を転換し、本格的な侵略事態に備えた装備・要員について抜本的な見直しを行い、縮減を図ることとしている。

同時に、防衛力の本来の役割が本格的な侵略事態への対処であり、また、その整備が短期間になし得ないことにかんがみ、本格的な侵略事態に対処するための最も基盤的な部分を確保する。

参照 > 3章3節 (P156)

ウ 国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組

(ア) 国際平和協力活動への主体的・積極的な取組

07大綱では、「より安定した安全保障環境の構築への貢献」が防衛力の役割とされ、国連平和維持活動をはじめ



小牧基地に待機するC-130H輸送機

め、さまざまな国際平和協力活動に取り組んできた。

こうした国際平和協力活動について、国際社会の平和と安定が脅かされるような状況は、わが国の平和と安全の確保に密接に関わるとの認識の下、防衛大綱では、「貢献」という位置付けではなく、わが国の平和と安全をより確固たるものとするを目的として、主体的・積極的に取り組むこととした。

国際平和協力活動は、その範囲は非常に幅広く、自衛隊のみならず、文民の活動などの諸施策を通じ、外交と一体のものとして政府全体として統合的に取り組む必要がある。自衛隊は、政府全体の取り組みの中で、自己完結性、組織力などの能力を生かして国際平和協力活動に適切に取り組むため、教育訓練体制、所要の部隊の待機態勢、輸送能力などを整備し、迅速に部隊を派遣し、継続的に活動するための各種基盤を確立する³こととしている。

また、国際平和協力活動に適切に取り組むため、自衛隊の任務における同活動の適切な位置付けを含め所要の体制を整えることとされた。

(イ) 安全保障対話・防衛交流の推進など

各種の二国間・多国間訓練を含む安全保障対話・防衛交流については、安全保障環境の変化、さらには、わが国の国際平和協力活動の効果的な実施に資するという点も踏まえつつ、引き続き、推進していく必要がある。これに加え、国連を含む国際機関などが行う軍備管理・軍

縮分野の諸活動について協力を引き続き実施するなど、国際社会の平和と安定に資する活動を積極的に推進することが必要である。

(2) 防衛力の基本的な事項

上記の役割を防衛力が果たすため防衛力の基本的な事項として、防衛大綱では、以下のものがあげられている。

ア 統合運用の強化

新たな安全保障環境の下、新たな脅威や多様な事態に速やかに対応し、自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するためには、当初から各自衛隊を一体的、有機的に運用する統合運用体制を強化することが必要である。

統合運用体制へ移行するため、自衛隊の運用に関する長官の補佐機構として統合幕僚監部の新設が盛り込まれた。また、その実効性を高めるとともに、教育訓練、情報通信などの各分野において統合運用基盤を確立することとされた。その際、統合運用の強化に併せて、既存の組織などを見直し、効率化を図ることとしている。

イ 情報機能の強化

多機能で弾力的な実効性のある防衛力を機能させるためには、各種事態の兆候を早期に察知するとともに、迅速・的確な情報集約・共有など、高度な情報能力の保有とその十分な活用が不可欠である。

このように、情報能力は、単なる支援的要素ではなく、防衛体制の基本の1つとして位置付けることが適当である。このため、安全保障環境や技術動向などを踏まえた高度で多様な情報収集能力や、総合的な情報分析・評価能力などの強化を図るとともに、当該能力を支える情報本部をはじめとする情報部門の体制を充実することにより、高度な情報能力を構築することとしている。

ウ 科学技術の発展への対応

多機能で弾力的な実効性のある防衛力を実現するためには、情報・科学技術の進歩に伴う各種技術革新の成果

3) 具体的な体制については、5章1節(P222)参照

を的確に反映させることが必要である。特に、内外の優れた情報通信技術に対応し、先に述べた統合運用の推進に不可欠となる確実な指揮命令と迅速な情報共有を進めるとともに、運用および体制の効率化を図るため、高度な指揮通信システムや情報通信ネットワークを構築することとしている。

エ 人的資源の効果的な活用

限られた人的資源でより多くの成果を達成するためには、自衛隊の任務の多様化・国際化、装備の高度化などに対応し得るよう、質の高い人材の確保・育成を図るべく、必要な教育訓練を実施する必要がある。

また、安全保障問題に関する研究・教育を推進するとともに、その人的基盤を強化する⁴こととしている。

3 防衛力の具体的な体制

防衛大綱では、上記の役割を果たすための防衛力の具体的な体制が別表において示されており、その概要は次

のとおりである。

(1) 陸上自衛隊

ア 新たな安全保障環境に対応した作戦基本部隊の編成・配置

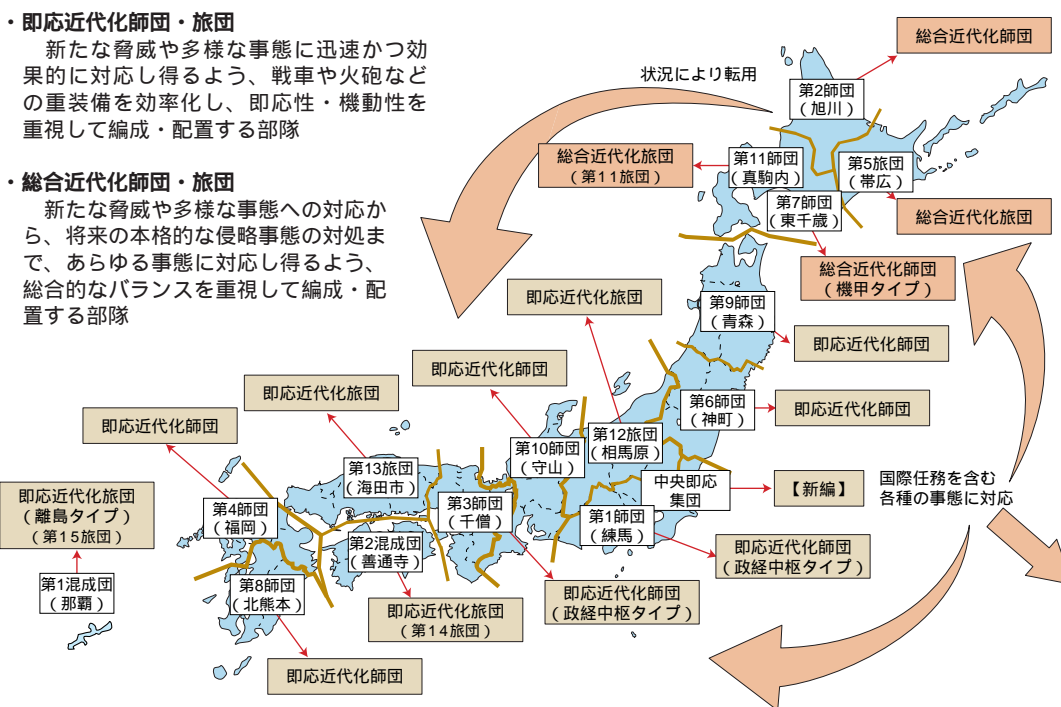
平時地域配備する部隊（作戦基本部隊）については、予測が困難で、迅速な対処を要する新たな脅威や多様な事態に実効的に対処するため、即応性や高い機動性を備えた8個師団および6個旅団を編成し、わが国の国土の山脈、河川、海峡といった地理的特徴などに応じた14区画の各々に8個師団と6個旅団を配置する。

(図表2-2-5参照)

イ 人(マンパワー)の確保

(ア) 従来の対機甲戦を重視した整備構想を転換して、ゲリラや特殊部隊による攻撃や大規模災害等の新たな脅威や多様な事態および国際平和協力活動への対応を強化するため、「人(マンパワー)」を重視した体制を構築する。

図表2-2-5 防衛大綱における師団・旅団の配置及びその考え方



・即応近代化師団・旅団
新たな脅威や多様な事態に迅速かつ効果的に対応し得るよう、戦車や火砲などの重装備を効率化し、即応性・機動性を重視して編成・配置する部隊

・総合近代化師団・旅団
新たな脅威や多様な事態への対応から、将来の本格的な侵略事態の対処まで、あらゆる事態に対応し得るよう、総合的なバランスを重視して編成・配置する部隊

4) 中期防において、防衛庁のシンクタンクである防衛研究所の安全保障政策に係る研究・教育機能の充実を図ることとしている。

(イ) 常備自衛官の定員を07大綱の14.5万人から14.8万人に増やし、実効的な対応を担保する。

(ウ) 他方、主要装備である戦車、特科装備（火砲など）については、前者については約900両から約600両に、後者については、約900門／門から約600門／門に削減する。（図表2-2-6参照）

ウ 中央即応集団および国際活動教育隊の新編
 各種の事態が生じた場合に事態の拡大防止などを図るため、機動運用部隊や各種専門部隊からなる中央即応集団を新編する。また、同集団の下に、国際平和協力活動に主体的・積極的に取り組んでいくため、国際活動教育隊を新編する。

(2) 海上自衛隊

ア より実効的に対応するための新たな護衛艦部隊の体制

限られた数の護衛艦でより多くの練度の高い艦を確保し、各種事態に即応するため、従来の固定的な編成を改め、各艦の練度に応じて柔軟に部隊を編成する。

機動運用部隊については、事態に即応し持続的に対応する体制として、8個隊（1個隊4隻）に集約化し、地

域配備部隊については、現状の安全保障環境を踏まえ、5個警備区にそれぞれ1個隊を配備する体制とする。

イ 新たな脅威や多様な事態への対応を重視した潜水艦部隊の体制

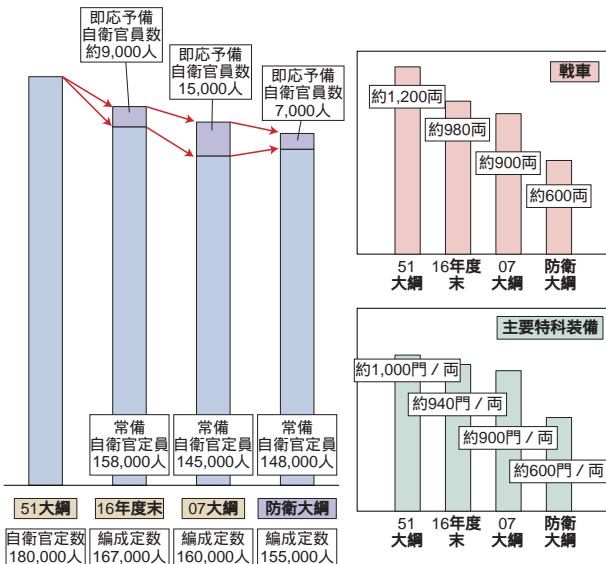
新たな脅威や多様な事態に係る兆候をいち早く察知するための情報収集などの実施を可能とする体制として、引き続き潜水艦16隻を保有する（部隊については、6個隊（1個隊2～3隻）を4個隊（1個隊4隻）に集約化）

ウ 作戦用航空機部隊の効率化

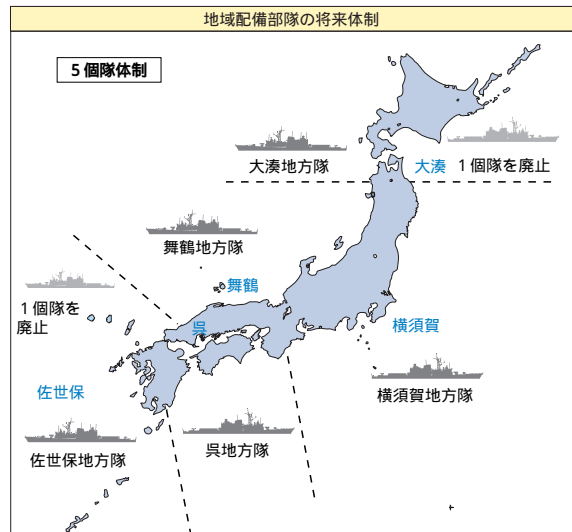
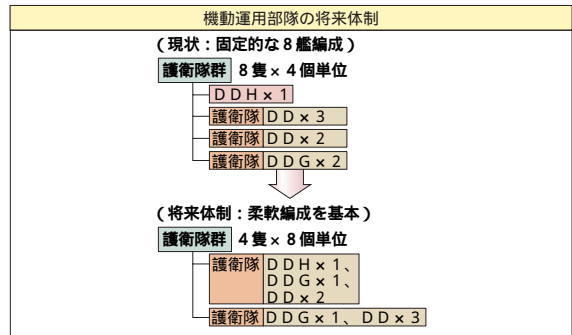
周辺海域の警戒監視態勢および即応性、実効性を確保しつつ、統合・効率化などにより、作戦用航空機の機数（哨戒機および回転翼掃海・輸送機を含む）は約170機から約150機に削減する。

固定翼哨戒機部隊については、能力の向上したP-3C後

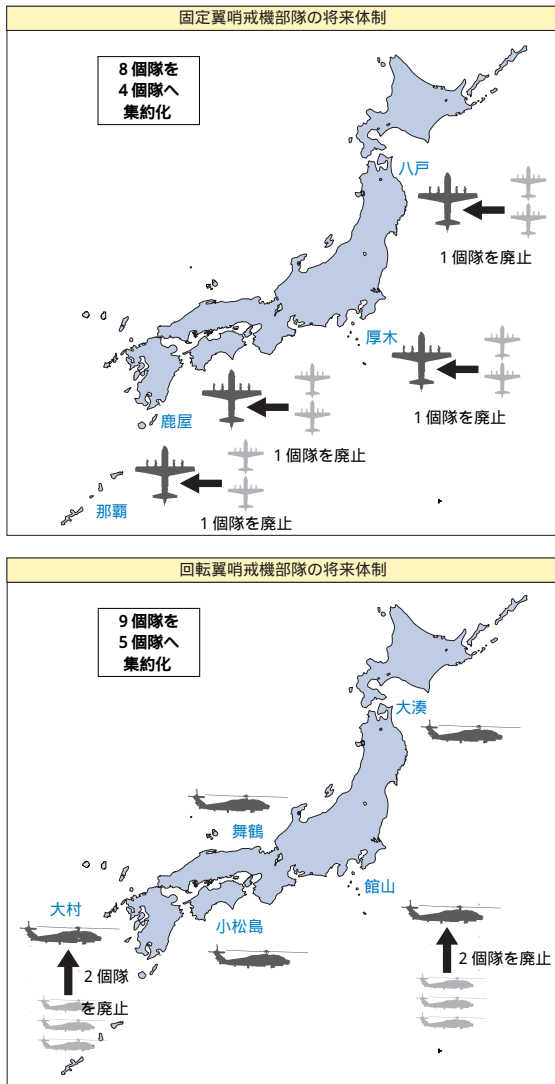
図表2-2-6 自衛官定員・戦車・主要特科装備の推移



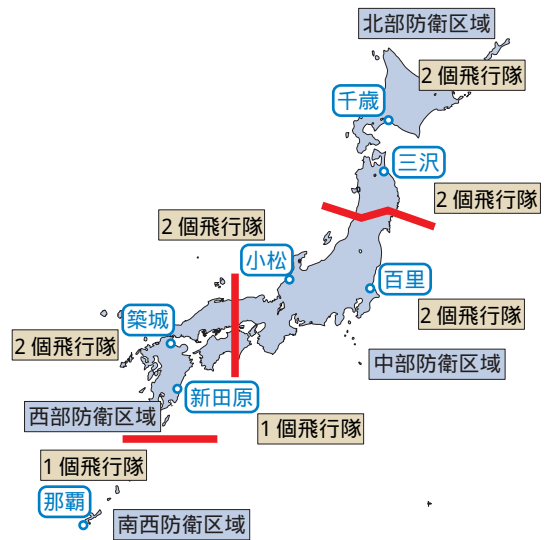
図表2-2-7 護衛艦部隊の将来体制



図表2-2-8 哨戒機部隊の将来体制



図表2-2-9 戦闘機部隊の体制



【参考】緊急発進回数の推移

S62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8
848	879	812	604	488	331	311	263	166	234
9	10	11	12	13	14	15	16	17	
160	220	154	155	151	188	158	141	229	

周辺国におけるF-15と同程度の能力を有する戦闘機

	1996	2000	2003	2005
中国 Su-27,Su-30,J-10	37	65	158	331
極東ロシア Su-27,Mig-29,31	125	100	222	242



(同型機)

出典：ミリタリーバランスなど

継機を導入するとともに、効率化の観点から、現在の8個隊を4個隊に集約化する。回転翼哨戒機部隊については、より効率的な運用を図る観点から、全機の艦載運用を基本とし5個隊に集約化する。

(図表2-2-7・8参照)

(3) 航空自衛隊

ア 戦闘機部隊の効率化

戦闘機部隊については、領空侵犯などに対して適時適切な措置を講じるため、基幹部隊の体制を維持するが、本格的な侵略事態生起の可能性が低下したことなどを踏

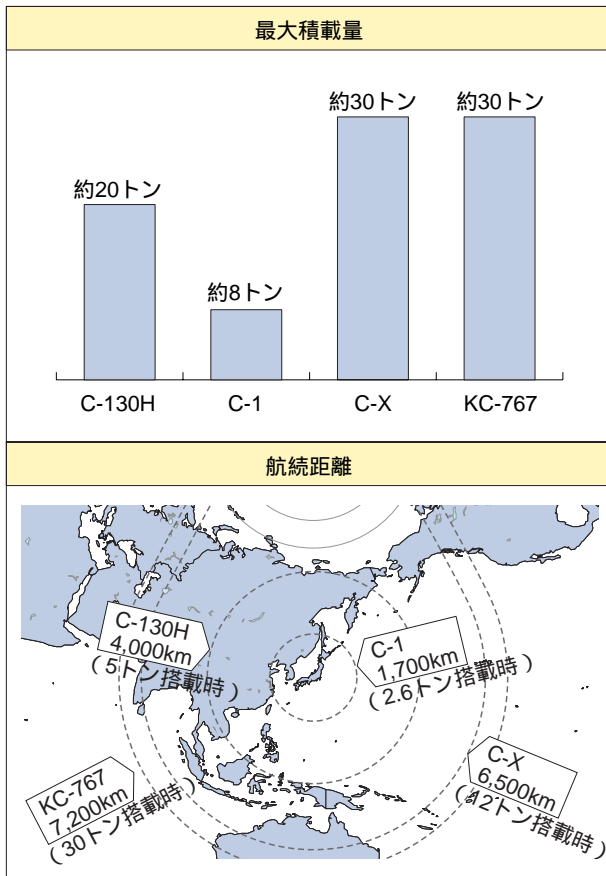
まえ、効率化などを図ることにより、機数を約300機から約260機とする。

また、戦闘機を含む作戦用航空機については、航空偵察部隊の規模縮小などにより、機数を約400機から約350機とする。

イ 輸送・展開能力の強化

島嶼部に対する侵略に対し実効的に対応するとともに、国際平和協力活動に適切に取り組むため、空中給油・輸送部隊を新設し、また、現有機より輸送・飛行能力の優れた次期輸送機(C-X)を整備する。

図表2-2-10 輸送機部隊の将来体制



ウ 警戒航空隊の2個飛行隊化

警戒航空隊については、07大綱の1個飛行隊を、機能別にE-767の部隊とE-2Cの部隊に分け、2個飛行隊に改編する。

(図表2-2-9・10参照)

(4) 弾道ミサイル防衛(BMD)にも使用し得る主要装備・基幹部隊⁵⁾

防衛大綱においては、自衛隊の体制は、多様な役割を果たし得るものでなければならないとしている。その中でもBMDについて、その具体的な体制を可能な限り明らかかなものとし、透明性を確保することにより、国内外に対して、理解を得ていくことが重要であると判断した。このため、今般、特にBMDシステムの具体的な体制については、別表において「弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊」を海自の主要装備(イージス・システム搭載護衛艦: 4隻)又は空自の基幹部隊(航空

図表2-2-11 大綱別表の比較

区分	51大綱	07大綱	防衛大綱		
陸上自衛隊	編成定数	18万人	16万人	15万5,000人	
	常備自衛官定員		14万5,000人	14万8,000人	
	即応予備自衛官数		1万5,000人	7,000人	
	平時地域に配備する部隊	12個師団 2個混成団	8個師団 6個旅団	8個師団 6個旅団	
	機動運用部隊	1個機甲師団 1個特科団 1個空挺団 1個教導団 1個ヘリコプター団	1個機甲師団 1個空挺団 1個ヘリコプター団	1個機甲師団 中央即応集団	
主要装備	戦車 主要特科装備	- 約900門/両	約600両 約600門/両		
海上自衛隊	護衛艦部隊(機動運用)	4個護衛隊群	4個護衛隊群	4個護衛隊群(8個隊)	
	護衛艦部隊(地域配備)	(地方隊)10個隊	(地方隊)7個隊	5個隊	
	潜水艦部隊	6個隊	6個隊	4個隊	
	掃海部隊	2個掃海隊群	1個掃海隊群	1個掃海隊群	
	哨戒機部隊	(陸上)16個隊	(陸上)13個隊	9個隊	
主要装備	護衛艦 潜水艦 作戦用航空機	約60隻 16隻 約170機	約50隻 16隻 約150機	47隻 16隻 約150機	
航空自衛隊	航空警戒管制部隊	28個警戒群 1個飛行隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個飛行隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個警戒航空隊 (2個飛行隊) 12個飛行隊	
	戦闘機部隊				
	要撃戦闘機部隊	10個飛行隊	9個飛行隊		
	支援戦闘機部隊	3個飛行隊	3個飛行隊		
	航空偵察部隊	1個飛行隊	1個飛行隊	1個飛行隊	
	航空輸送部隊	3個飛行隊	3個飛行隊	3個飛行隊	
	空中給油・輸送部隊			1個飛行隊	
	地对空誘導弾部隊	6個高射群	6個高射群	6個高射群	
	主要装備	作戦用航空機 うち戦闘機	約430機 約300機	約400機 約300機	約350機 約260機
	弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊	イージス・システム搭載護衛艦 航空警戒管制部隊 地对空誘導弾部隊			4隻 7個警戒群 4個警戒隊 3個高射群

る主要装備・基幹部隊」を海自の主要装備(イージス・システム搭載護衛艦: 4隻)又は空自の基幹部隊(航空

5) BMDシステム整備については、3章2節(P125)参照

警戒管制部隊：7個警戒群および4個警戒隊、地对空誘導弾部隊：3個高射群）の内数として明記している。（図表2-2-11参照）

4 留意事項

防衛大綱においては、防衛力の整備、維持および運用に際して、次の点に留意することとしている。

（1）財政事情、装備品等の取得、防衛施設の維持・運用

格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、一層の効率化、合理化を図り、経費を抑制するとともに、国のほかの諸施策との調和を図りつつ防衛力全体として円滑に十全な機能を果たし得るようにする必要がある。

また、装備品などの取得にあたってのライフサイクルコスト⁶の抑制に向けた取り組みの推進、効果的かつ効率的な研究開発の実施、中核技術分野などへの限られた資源の重点的配分による真に必要な防衛生産・技術基盤の

確立などに努める。

防衛施設の効率的な維持および整備を推進するため、当該施設の周辺地域とのより一層の調和を図るための諸施策を実施する。

（2）防衛力の目標の達成時期とその見直し

51大綱や07大綱においては、達成すべき時期が明示されていないが、防衛大綱においては、具体的な防衛力の目標の達成時期をより明確に示すことが重要との考えから、防衛力のあり方についておおむね10年後までを念頭に置くと明示された。

また、防衛力のあり方については、変化し続ける安全保障環境や技術的動向などを踏まえ、定期的に見直しを行うことが望ましい。こうした考え方の下、防衛大綱については、5年後又は情勢に重要な変化が生じた場合に、その時点における安全保障環境、技術水準の動向などを勘案し検討の上、必要な修正を行うこととされた。

3 武器輸出三原則等

防衛大綱の策定の際に発出された官房長官談話の中では、武器輸出管理に関する事項として、国際的に弾道ミサイルの拡散が進展する中で、BMDシステムに関する案件については、日米安保体制の効果的な運用に寄与し、わが国の安全保障に資するものであることから、現在実施している日米の共同技術研究の進捗状況も踏まえ、共同で開発・生産を行うこととなった場合には、厳格な輸出管理を行うという前提で武器輸出三原則等によらない、との言及がなされている¹。

参照 > 資料13（P339）・資料43（P376）

また、併せて、防衛大綱策定の過程で問題提起があった米国との共同開発・生産案件やテロ・海賊対策支援などに資する案件については、今後、国際紛争などの助長を回避するという平和国家としての基本に照らし、個別の案件ごとに検討の上、結論を得ることとされた²。

なお、武器の輸出管理については、武器輸出三原則等によって立つ平和国家としての基本理念にかんがみ、今後とも引き続き慎重に対処するとの方針を堅持していく旨についても同談話の中で明らかにしている。

6) 調達から廃棄までの間にかかる総費用

3-1) この談話も踏まえつつ、BMDについての海上配備型上層システムに係る日米共同技術研究については、平成18年度より日米共同開発に着手することを05（平成17）年12月24日に安全保障会議および閣議において決定した。また、同日発出された、官房長官談話においては、「本件日米共同開発において米国への供与が必要となる武器については、武器の供与のための枠組みを今後米国と調整し、厳格な管理の下に供与する」こととした。（3章2節（P131）参照）

2) その後、本年6月、インドネシア共和国に対するテロ・海賊行為等の取締り・防止に対する支援として、武器輸出三原則等における武器等に当たる巡視船艇に係る無償資金協力を行うことを決定した際の官房長官談話において、当該巡視船艇の輸出については、相手国政府との国際約束で、目的外に使用しないことおよびわが国の事前同意なく第三者に移転しないことが担保されることを条件として、武器輸出三原則等によらないこととした。

4 中期防衛力整備計画

国の防衛は国家存立の基盤である。そのための防衛力整備は、最終的には各年度の予算に従い行われるが、装備品の研究開発や導入、施設整備、隊員の教育、部隊の練成などは短期間になしえないことなどを考えれば、具体的な中期的見通しに立って、継続的かつ計画的に行うことが必要である。

このため、政府としては、昭和61年度以降、5年間を対象期間とする中期的な防衛力整備計画を策定し、これに基づき、各年度の防衛力整備を行っている。

「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）について」（中期防）は、防衛大綱に定める新たな防衛力を実現するため、5年間の防衛力整備の方針や主要な事業などを定めた計画として、04（平成16）年12月に安全保障会議と閣議で決定された。中期防では、防衛大綱に従い、以下「計画の方針（1）～（6）」に示すように、

図表2-2-12 これまでの防衛計画の大綱・中期的な防衛力整備などの変遷

1957(昭和32)年	「国防の基本方針」閣議決定 「防衛力の整備目標について」(1次防)閣議了解
1961(昭和36)年	「第2次防衛力整備計画について」閣議決定
1966(昭和41)年	「第3次防衛力整備計画の大綱」閣議決定
1972(昭和47)年	「第4次防衛力整備5か年計画の大綱」閣議決定
1976(昭和51)年	「昭和52年度以降に係る防衛計画の大綱について」閣議決定
1979(昭和54)年	「中期業務見積りについて」(昭和55年～昭和59年)発表
1982(昭和57)年	「56中期業務見積り」を国防会議に報告・了承
1985(昭和60)年	「中期防衛力整備計画について」閣議決定
1990(平成2)年	「中期防衛力整備計画(平成3年度～平成7年度)について」閣議決定
1992(平成4)年	「中期防衛力整備計画(平成3年度～平成7年度)の修正について」閣議決定
1995(平成7)年	「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」閣議決定 「中期防衛力整備計画(平成8年度～平成12年度)について」閣議決定
1997(平成9)年	「中期防衛力整備計画(平成8年度～平成12年度)の見直しについて」閣議決定
2000(平成12)年	「中期防衛力整備計画(平成13年度～平成17年度)について」閣議決定
2004(平成16)年	「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」閣議決定 「中期防衛力整備計画(平成17年度～平成21年度)について」閣議決定

「存在による抑止」から「実効的な対応」に重点をシフトさせ、即応性・機動性の向上、統合運用による陸・海・空自衛隊の一体的な運用、科学技術の発展に対応した新たな能力の獲得などを重視した、新たな防衛力の構築を目指している。

(図表2-2-12参照)

参照 > 資料12 (P336)

1 計画の方針

中期防においては、防衛大綱に従い、次の6点を計画の基本として適切な防衛力の整備に努めることとしている。

- 多機能で弾力的な実効性のある防衛力の整備
- 防衛庁・自衛隊の組織の見直し
- 統合運用、情報機能の強化などによる防衛力の基本の充実
- 装備品などの取得の合理化・効率化など、防衛力を支える各種施策の推進
- 日米安全保障体制の一層の強化
- 防衛力の効率化、合理化の努力

2 防衛庁・自衛隊の組織の見直し

(1) 防衛行政を担う組織の見直し

内部部局などのあり方などについて検討の上、組織改編などの所要の措置を講ずる。

参照 > 6章2節1 (P283)

(2) 統合運用体制の強化など

統合運用体制を強化するため、統合幕僚監部の新設と各幕僚監部の改編を行う。また、統合運用の成果を踏まえて、統合運用を実効的に行い得る組織などのあり方について、検討の上、必要な措置を講ずる。

また、情報本部については、防衛庁長官直轄の組織とする。

参照 > 3章1節 (P120)

(3) 陸上自衛隊

戦車と主要特科装備の縮減を図りつつ、即応性、機動性などを一層向上させるため、5個の師団、1個の旅団と2個の混成団を改編する。このうち、1個の師団と2個の混成団は旅団に改編する。また、空挺団、ヘリコプター団などの機動運用部隊や、特殊作戦群、特殊武器防護隊などの専門部隊を一元的に管理する中央即応集団を新編する。

(図表2-2-13参照)

編成定数については、中期防の期間末において、おおむね16万1千人程度、常備自衛官の定員についてはおおむね15万2千人程度を目途としている。なお、常備自衛官の充足については、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応し、国際平和協力活動に主体的・積極的に取り組むため、現状と同等レベルを確保することとし、充足についてはおおむね14万6千人程度を目途としている。

(4) 海上自衛隊

機動運用に充てる護衛艦部隊について、1個護衛隊の護衛艦の数を従来の2～3隻から4隻とする一方、12個の護衛隊を8個護衛隊に集約化する。また、地方配備に充てる護衛艦部隊のうち1個護衛隊を廃止する。さらに、潜水艦部隊を6個潜水隊から5個潜水隊へ、固定翼哨戒機部隊を8個航空隊から4個航空隊へ、回転翼哨戒機部隊を9個航空隊から5個航空隊へ、それぞれ集約化する。

(5) 航空自衛隊

航空警戒管制部隊のうち警戒航空隊を、2個飛行隊(早期警戒管制機(E-767)を運用する飛行隊と早期警戒機(E-2C)を運用する飛行隊)とする改編を行う。

また、空中給油・輸送機(KC-767)の配備にあわせ、空中給油・輸送部隊を新設する。

(図表2-2-14参照)

3 自衛隊の能力などに関する主要事業

自衛隊の能力などに関し、以下の事業を実施する。

(1) 新たな脅威や多様な事態への実効的な対応

ア 弾道ミサイル攻撃への対応

イージス・システム搭載護衛艦(イージス艦)の能力向上

地对空誘導弾(ペトリオット)の能力向上

警戒管制レーダーの整備

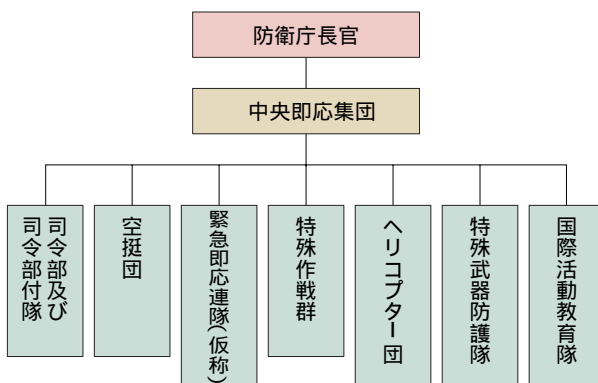
自動警戒管制システムに弾道ミサイル対処能力を付加するための改修など

平成20年度以降のイージス艦およびペトリオットの能力向上のあり方については、米国における開発の状況等を踏まえて検討の上、必要な措置を講ずる。

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃などへの対応

人的戦闘力の中核となる普通科部隊の強化策とし

図表2-2-13 中央即応集団



発射されるSM-3〔米国防省〕

図表2 - 2 - 14 自衛隊の新たな体制への移行

区 分		07 大 綱	平成16年度末	中 期 防 完 成 時	防衛大綱	
陸 上 自 衛 隊	編成定数	16万人	約16万7,000人	16万1,000人程度	15万5,000人	
	常備自衛官定員	14万5,000人	約15万8,000人	15万2,000人程度	14万8,000人	
	即応予備自衛官数	1万5,000人	約9,000人	8,000人程度	7,000人	
	基幹部隊	平時地域に配備 する部隊	8個師団 6個旅団	9個師団 3個旅団 2個混成団	8個師団 6個旅団	8個師団 6個旅団
		機動運用部隊	1個機甲師団 1個特科団 1個空挺団 1個教導団 1個ヘリコプター団	1個機甲師団 1個空挺団 1個ヘリコプター団	1個機甲師団 中央即応集団	1個機甲師団 中央即応集団
主要装備	地对空誘導弾部隊	8個高射特科群	8個高射特科群	8個高射特科群	8個高射特科群	
海 上 自 衛 隊	基幹部隊	護衛艦部隊 (機動運用)	4個護衛隊群	4個護衛隊群	4個護衛隊群(8個隊)	4個護衛隊群(8個隊)
		護衛艦部隊 (地域配備)	(地方隊) 7個隊	7個隊	6個隊	5個隊
		潜水艦部隊	6個隊	6個隊	5個隊	4個隊
		掃海部隊	1個掃海隊群	1個掃海隊群	1個掃海隊群	1個掃海隊群
	主要装備	哨戒機部隊	(陸上) 13個隊	17個隊	9個隊	9個隊
航 空 自 衛 隊	基幹部隊	護衛艦	約50隻	53隻	48隻	47隻
		潜水艦	16隻	16隻	16隻	16隻
		作戦用航空機	約170機	約170機	約160機	約150機
		航空警戒管制部隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個飛行隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個飛行隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個警戒航空隊(2個飛行隊)	8個警戒群 20個警戒隊 1個警戒航空隊(2個飛行隊)
	主要装備	戦闘機部隊	9個飛行隊 3個飛行隊	9個飛行隊 3個飛行隊	12個飛行隊	12個飛行隊
弾道ミサ イル防衛 にも使用 し得る主 要装備・ 基幹部隊	要撃戦闘機部隊	9個飛行隊	9個飛行隊	1個飛行隊	1個飛行隊	
	支援戦闘機部隊	3個飛行隊	3個飛行隊	3個飛行隊	3個飛行隊	
	航空偵察部隊	1個飛行隊	1個飛行隊	1個飛行隊	1個飛行隊	
主要装備	航空輸送部隊	3個飛行隊	3個飛行隊	3個飛行隊	3個飛行隊	
	空中給油・輸送部隊	1個飛行隊	1個飛行隊	1個飛行隊	1個飛行隊	
	地对空誘導弾部隊	6個高射群	6個高射群	6個高射群	6個高射群	
主要装備	作戦用航空機	約400機	約390機	約350機	約350機	
	うち戦闘機	約300機	約300機	約260機	約260機	
	イージス・システム 搭載護衛艦			4隻	4隻	
主要装備・ 基幹部隊	航空警戒管制部隊			7個警戒群 4個警戒隊	7個警戒群 4個警戒隊	
	地对空誘導弾部隊			3個高射群	3個高射群	

て、小銃小隊の1個分隊あたりの定数増や、各普通科
中隊への狙撃班の新編
軽装甲機動車、多用途ヘリコプター（UH-60JA、

UH-1J）、戦闘ヘリコプター（AH-64D）などの整備に
よる、即応性、機動性の向上
核・生物・化学（NBC）兵器による攻撃への対処能

力の向上

ウ 島嶼部に対する侵略への対応

輸送機（C-1）後継機、輸送ヘリコプター（CH-47JA/J）などの整備による輸送・展開能力などの向上
 空中給油・輸送機（KC-767） 戦闘機（F-2）などの整備による防空・洋上阻止能力の向上

輸送機（C-130H）に救難ヘリコプター（UH-60J）に対する空中給油機能を付加することによる救難能力の向上

エ 周辺海空域の警戒監視と領空侵犯対処や武装工作船などへの対応

護衛艦（DDH、DD） 哨戒ヘリコプター（SH-60K） 掃海・輸送ヘリコプター（MCH-101） 固定翼哨戒機（P-3C）の後継機などの整備

早期警戒機（E-2C）や早期警戒管制機（E-767）の改善

戦闘機（F-15）の近代化改修、財政状況なども勘案しつつ現有の戦闘機（F-4）の後継機を整備

オ 大規模・特殊災害などへの対応

救難飛行艇（US-2） 救難ヘリコプター（UH-60J）の整備

(2) 本格的な侵略事態への備え

防衛大綱に示された保有すべき装備の規模縮小に合わせて、中期防期間内の整備規模を抑制しつつも、引き続き、戦車、火砲、中距離地对空誘導弾、護衛艦、潜水艦、掃海艇、哨戒機、戦闘機などを整備し、最も基盤的な部分を確保

(3) 国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組ア 国際平和協力活動への適切な取組¹⁾

国際活動教育隊を中央即応集団の隷下に新編
 輸送機、ヘリコプター、軽装甲機動車など国際平和



離陸を待つF-2戦闘機



試験飛行を行うUS-1A後継機（US-2）

協力活動に資する装備品の整備

イ 諸外国との安全保障対話・防衛交流、共同訓練などの充実

二国間・多国間の安全保障対話・防衛交流などの諸施策の推進

国連を含む国際機関などが行う軍備管理・軍縮分野

1) 国際平和協力活動に適切に取り組むための体制整備については、5章1節（P222）参照

における諸活動への協力

(4) 防衛力の基本的な事項

ア 統合運用の強化

統合幕僚監部の新設

統合幕僚学校の改編、統合演習の実施、情報通信基盤の共通化

参照 > 3章1節 (P120)

イ 情報機能の強化

能力の高い要員の確保・育成も含めた情報本部をはじめとする情報部門の体制の充実

各種情報収集器材・装置などの充実

戦闘機 (F-15) の偵察機転用のための試改修に着手

滞空型無人機について、国産機、外国機を選択も視野に入れ、今後、検討の上、必要な措置を講ずる。

ウ 科学技術の発展への対応

(ア) 指揮通信能力などの強化

(イ) 研究開発の推進

エ 人的資源の効果的な活用

(ア) 人事・教育訓練施策の充実

(イ) 安全保障問題に関する研究・教育の推進

(5) 防衛力を支える各種施策の推進

ア 装備品等の取得の合理化・効率化

イ 関係機関や地域社会との協力の推進

4 日米安全保障体制の強化のための施策

新たな安全保障環境の下、日米安全保障体制とそれを基調とする米国との緊密な関係を一層強化するため、以下のとおり各種施策を推進する。

国際情勢についての情報と意見の交換を強化するとともに、安全保障全般に関する戦略的な対話などを継続して行う。

運用面における効果的な協力態勢の構築に努める。

また、共同演習・訓練を充実する。

BMDにおける協力を一層推進する。

装備・技術面での幅広い相互交流の充実に努める。

在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための施策を推進する。

安全保障面での国際的取組に関して、わが国として主体的に取り組むとともに、日米が密接に連携するための施策を推進する。

5 整備規模

上述した自衛隊の能力などに関する主要事業に必要な装備品のうち、主要なものの具体的整備規模は、次の表のとおりとする。

図表2-2-15 主要装備の整備規模

区分	種類	整備規模
陸上自衛隊	戦車	49両
	火砲 (迫撃砲を除く)	38両
	装甲車	104両
	戦闘ヘリコプター (AH-64D)	7機
	輸送ヘリコプター (CH-47JA)	11機
	中距離地对空誘導弾	8個中隊
海上自衛隊	イージス・システム搭載護衛艦の能力向上	3隻
	護衛艦	5隻
	潜水艦	4隻
	その他	11隻
	自衛艦建造計 (トン数)	20隻 (約5.9万トン)
	新固定翼哨戒機	4機
	哨戒ヘリコプター (SH-60K)	23機
	掃海・輸送ヘリコプター (MCH-101)	3機
航空自衛隊	地对空誘導弾ペトリオットの能力向上	2個群及び教育所要等
	戦闘機 (F-15) 近代化改修	26機
	戦闘機 (F-2)	22機
	新戦闘機	7機
	新輸送機	8機
	輸送ヘリコプター (CH-47J)	4機
	空中給油・輸送機 (KC-767)	1機

(注) これまでの各中期防 (昭和61~65、平成3~7、平成8~12、平成13~17) においては、潜水艦の整備隻数は5隻としていたところ、中期防では4隻を整備

6 所要経費

中期防の実施に必要な防衛関係費の総額の限度は、平成16年度価格でおおむね24兆2,400億円程度をめどとしており、各年度の予算については、国のほかの諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化・合理化に努め、この所要経費の枠内で決定することとしている。

なお、将来における予見し難い事象への対応など特に必要があると認める場合にあっては、安全保障会議の承

認を得て、さらに、1,000億円を限度として、これら事業の実施について措置することができるとしている。

この計画については、3年後には、国際情勢、技術的水準の動向、財政事情など内外諸情勢を勘案し、この計画に定める所要経費の総額の範囲内において、必要に応じ見直しを行うものとしている。²

(図表2-2-16・17参照)

図表2-2-16 所要経費

区 分	前中期防 (平成13～17年度) 【平成12年度価格】	中期防 (平成17～21年度) 【平成16年度価格】
総 額	25兆 100億円	24兆2,400億円
人件・糧食費	11兆1,100億円	10兆6,100億円
物件費	13兆9,000億円	13兆6,300億円
その他	1,500億円	1,000億円

(注) 中期防においては、計画期間中における防衛関係費の総額の限度を示す趣旨から、所要経費については、既定契約分と新規契約分に関して当該中期防期間中において歳出する経費を示す方法(いわゆる歳出ベース)により明らかにしている。

将来の予見しがたい事象への対応など特に必要と認められる場合に、安全保障会議の承認を得て、事業の実施について措置される。

図表2-2-17 物件費の契約額

前中期防 (平成13～17年度) 【平成12年度価格】	中期防 (平成17～21年度) 【平成16年度価格】
14兆1,900億円	13兆6,500億円

(注) 契約額は、当該中期防期間中に整備に着手する装備品等の調達のため、新規に契約する経費をいう。

² 「小さくて効率的な政府」の実現は、内閣の重要課題の1つであり、このため、行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)において、公務員の総人件費について、定員の大幅な純減等により大胆に縮減に向けた改革を進めることとされた。自衛官の人員についても、同閣議決定において、「行政機関に準じて純減を行う」こととされ、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)」においても、行政機関に「準じて純減させる」ことが明記された。防衛庁としても、これらを踏まえ、今後、総人件費改革のための取り組みを実施していくこととしている。

5 平成18年度の防衛力整備

平成18年度においては、中期防の2年度目として、新たな脅威や多様な事態への対応、国際平和協力活動への取り組み等を重視し、国民の安心、安全の確保、国際的な安全保障環境の一層の安定化に努める。

その際、次の点を重視することとしている。

参照 > 資料14～15（P341～343）

1 防衛庁の組織改編

防衛参事官制度の見直しや内部部局、地方組織、取得管理組織、衛生関連組織の改編などを行う。

参照 > 6章2節（P283）

2 新たな脅威や多様な事態への実効的対応関連

(1) BMDに係る諸施策の推進

弾道ミサイル攻撃に対応し得る能力の確保に係る事業を引き続き推進するとともに、将来的な能力向上のため、海上配備型上層システムに係る日米共同技術研究は、これまでの研究成果を踏まえ、日米共同開発に着手する。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃などへの対応

ゲリラや特殊部隊による攻撃などへの対応については、沿岸部などの監視、侵入した特殊部隊などの捜索、捕獲・撃破、重要施設防護などの能力の向上を図るため、

各種機能、訓練施設の充実を図る。

(3) 核・生物・化学兵器による攻撃への対応

核・生物・化学兵器による攻撃対処については、検知・同定機能、防護機能、診断・治療機能を整備しつつ、必要な能力の向上を図る。

(4) 周辺海域における潜水艦および武装工作船への対応

わが国の領水内を潜没航行する外国潜水艦を探知・識別・追尾し、わが国の意思を表示する能力の整備・向上¹および浅海域における潜水艦対処能力の維持・向上を図る。また、引き続き武装工作船への対処能力の向上を図る。

(5) 大規模・特殊災害などへの対応

大規模・特殊災害などに適切に対処し得る態勢を整備する。

3 わが国を含む国際社会の平和と安定のための取組

国際平和協力活動を継続的かつ効率的に実施し得るよう、教育訓練体制などの充実を図る。また、諸外国との安全保障対話・防衛交流、共同訓練などを推進する。



派米訓練におけるE-767早期警戒管制機とF-15戦闘機



90式戦車

1) 潜水艦に対して浮上などを要求する信号を発することが可能な対潜モールス弾の研究

4 統合運用態勢の充実

新たな脅威や多様な事態などに実効的に対応し得るよう、統合運用態勢の充実を図る。

5 より高度な情報体制・情報通信態勢の構築

各種事態の兆候を早期に察知し、迅速・的確な情報収集・分析・共有等を行うため、情報部門の体制の充実を図る。また、統合運用や国際平和協力活動の円滑な遂行等に資するよう、高度な指揮通信システムや情報通信ネットワークを整備する。

6 軍事科学技術の進展への対応

軍事科学技術の動向などを踏まえ、重点的な資源配分を行いつつ、効果的かつ効率的な研究開発の実施に努める。

7 人事施策、教育・部隊訓練の充実

統合運用体制の強化、自衛隊の任務の多様化・国際化、装備品の高度化などに適切に対応し得るよう、人事教育・訓練施策を幅広く推進するとともに、高い士気および厳正な規律を保持した質の高い要員および部隊等を確保・育成するための各種施策を推進する。

8 基地対策などの推進

防衛施設とその周辺地域との一層の調和を図るため、引き続き、基地周辺対策を推進する。また、在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための施策を推進する。

9 その他の主要事項

装備品などの総合取得改革を推進するとともに、自衛隊の駐屯地などにおける環境対策の徹底等および航空機の安全対策の推進を図る。

6 防衛関係費

防衛関係費は、自衛隊の維持運営経費のほか、防衛施設周辺の生活環境の整備、在日米軍駐留支援、安全保障会議の運営などに必要な経費を含んでいる。

平成18年度防衛関係費は、財政構造改革のための厳しい歳出抑制の下、歳出予算で、SACO関係経費を除き、Special Action Committee on Okinawa 対前年度394億円の減（対前年度比0.8%の減）と4年連続のマイナスとなり、厳しい状況にあるものの、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに、国際平和協力活動に主体的・積極的に取り組むために、本格的な侵略事態に備えるための基盤的な部分を確保しつつ、多機能で弾力的な実効性のある防衛力の効率的な整備に努めるとの考えの下、必要な経費を計上したものとなっている。

なお、平成18年度予算では、SACO関係経費として233億円が予算措置されており、これを含めた防衛関係費の

総額は、前年度と比べて424億円（0.9%）減額の4兆8,139億円となる。¹

（図表2-2-18参照）

参照 > 資料21～22（P348～349）

図表2-2-18 防衛関係費の概要

区分	平成18年度防衛関係費
防衛関係費	47,906億円
（SACO関係経費を含んだ場合）	（48,139億円）
対前年度伸率	0.8%（0.9%）
対GDP比	0.932%（0.937%）
対一般会計比	6.0%（6.0%）
後年度負担額	30,014億円
うち新規分	17,708億円
うち既定分	12,306億円

¹ 財政健全化に向けた取り組みとして、政府・与党において歳出歳入一体改革についての議論・検討が行われ、防衛関係費についても歳出改革の具体的内容が、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に示された。（資料24（P350）参照）

1 防衛関係費の内訳

(1) 経費別内訳

防衛関係費は、隊員の給与や食事のための「人件・糧食費」と、装備品の修理・整備、油の購入、隊員の教育訓練、装備品の調達などのための「物件費」とに大別される。さらに、物件費は、過去の年度の契約に基づき支払われる「歳出化経費²」と、その年度の契約に基づき支払われる「一般物件費」とに分けられる（防衛関係費の構造については、図2-2-19参照）。

防衛庁では、このような分類の仕方を経費別分類と呼んでいる。この分類に基づき平成18年度予算を表すと次の図表のとおりである。

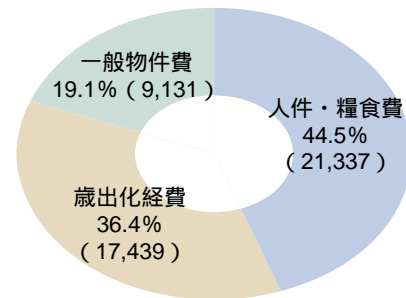
歳出予算で見た防衛関係費は、人件・糧食費と歳出化経費という義務的な経費が8割以上を占める。また、一般物件費も、装備品の修理や教育訓練に要する経費、在日米軍駐留経費負担、基地周辺対策経費³のような、維持的又は義務的な経費がかなりの部分を占める。

人件・糧食費は、前年度から225億円（1.0%）の減額

となっているが、これは、18年度給与が減額改定されたことなどによるものである。また、歳出化経費は、前年度から77億円（0.4%）の増額となっている。また、一般物件費は、前年度から246億円（2.6%）の減額となっているが、これは、主要装備品などの新規調達を抑制することなどによるものである。

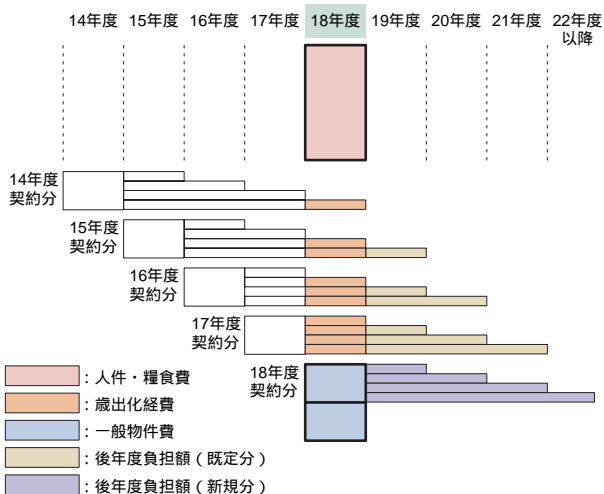
（図表2-2-20参照）

図表2-2-20 防衛関係費の内訳（経費別内訳）



（注）1 （ ）は予算額、単位：億円。
2 このほか、233億円のSACO関係経費がある。

図表2-2-19 防衛関係費の構造



（注）1 歳出化経費は、過去の契約分のうち当年度に支払いを行うものである。
2 一般物件費は、当年度に契約及び支払いを行うものと、当年度に契約し、数年にわたり支払いを行うものについての前金がある。

(2) 機関別内訳と使途別内訳

このほか、平成18年度防衛関係費を各自衛隊、防衛施設庁などの機関別、人件・糧食費、装備品等購入費などの使途別に分類すると、次の図表のとおりである。

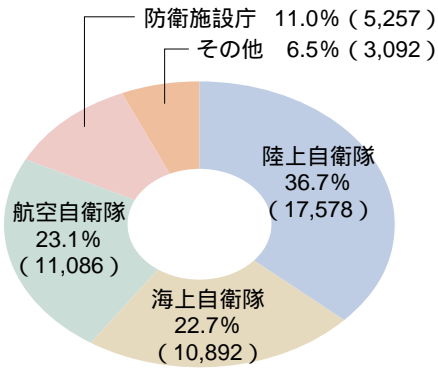
（図表2-2-21・22参照）

参照 > 資料23 (P350)

2) 艦船や航空機など主要な正面装備の調達、宿舍などの建設には複数年度にわたるものがある。これらの調達や建設にあたっては、当初、原則5年以内にわたる契約を行うための予算措置を行う。それを根拠として、あらかじめ将来の一定の時期に支払をする契約を締結する。そしてその契約年限の範囲内で、各年度ごとに支払いのための予算措置を行う。このうち、契約した翌年度以降、支払時期が到来してその年度に予算計上されたものを歳出化経費といい、支払時期が到来しておらず、今後支払う予定のものを後年度負担という。

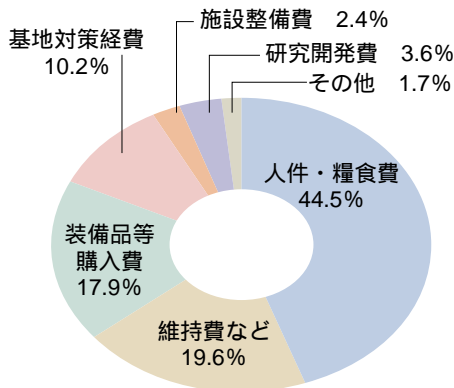
3) 代表的なものは住宅防音事業の経費

図表2-2-21 防衛関係費の内訳（機関別内訳）



(注) 1 () は予算額、単位：億円。
2 このほか、233億円のSACO関係経費がある。

図表2-2-22 防衛関係費の内訳（使途別内訳）



(注) SACO関係経費は含まれていない。

人件・糧食費	：隊員の給与、食糧の経費
維持費など	：教育訓練費、装備品などの修理費など
装備品等購入費	：戦車、艦船、航空機などの購入費
基地対策経費	：基地周辺対策経費、在日米軍駐留経費負担など
施設整備費	：飛行場、隊舎などの整備費
研究開発費	：装備品などの研究開発費

さらに、各国の国防費の比較にあたっては、それぞれの通貨単位を外国為替相場のレートによりドルに換算することが一般的であるが、この方法で換算した国防費は、必ずしもその国の物価水準に照らした価値を正確に反映するものとはならない。

以上のようなことから、わが国の防衛関係費と各国が公表している国防費とをドル換算した上で、単に金額のみを比較することには限界がある。

なお、各国の物価水準を考慮したレートとしては、各国でどれだけの財やサービスを購入できるかを評価した購買力平価を経済協力開発機構（OECD）が公表している。これを用いて、各国が公表する国防費をあえてドルに換算すれば、次の図表のとおりである（OECDが公表している購買力平価に関するデータが存在しないロシアと中国を除く。）

（図表2-2-23参照）

図表2-2-23 主要国の国防費（2004年度）

国名	国防費 (単位：百万ドル)	1人当たりの国防費 (単位：ドル)	国防費のGDPに 対する比率(%)
日本	36,665	286	0.974
米国	436,521	1,470	3.8
英国	47,696	803	2.5
ドイツ	25,825	313	1.1
フランス	36,123	598	2.0

(注) 1 国防費については、各国発表資料によるものであり、ドル換算については購買力平価（OECD公表）を用いている。
「1ドル=133円=0.619ポンド=0.939ユーロ（独）=0.897ユーロ（仏）」
2 人口については「国連世界人口白書」などによる。GDPについては、財務省「外国主要経済指標」などによる。
3 ここに掲げた国のほか、中国、ロシアの現地通貨建て国防費などは、資料25（P351）を参照

2 各国との比較

各国の国防費は、それぞれの社会経済体制や予算制度の違いがあり、一義的には把握できない。また、国際的に統一された定義もなく、公表されている国防費の内訳も明らかでない場合が多い。

参照 > 資料25（P351）